

# スマクラ BDX トライアル環境利用規約

## 第1条（目的）

SCSK株式会社（以下「当社」という）は、スマクラBDXトライアル環境利用規約（以下「本規約」という）を定め、これに基づき「スマクラBDXトライアル環境利用」（以下「本トライアル」という）を本トライアルの契約者（以下「契約者」という）に対し提供する。本トライアルの利用希望者は、本規約に合意したうえで、第3条に基づき当社に申込を行うものとする。

## 第2条（用語の定義）

本規約における用語の定義は以下の通りとする。

1. 「本トライアル」とは、当社が提供するファイル連携サービスである「スマクラBDXトライアル環境利用」を指し、サービス内容は本規約第5条に定めるものをいう。
2. 「当社」とは、本トライアルの提供者であるSCSK株式会社をいう。
3. 「契約者」とは、本規約に合意し、本規約第3条に基づき当社に申込を行い、当社が申込承諾を行った法人をいう。
4. 「管理責任者」とは、契約者が本規約第3条に基づく当社への申込の際に記載している契約者に属する個人をいう。
5. 「認定利用者」とは、契約者もしくは契約者が許可した者が、契約者が利用する本トライアルにアクセス可能にするために登録した利用者個人をいう。
6. 「ログインID」とは、本トライアルへのアクセス利用する個人を識別するためのIDを指し、契約者もしくは契約者が許可した者が、契約者が利用する本トライアルにアクセス可能にするために登録した各認定利用者の電子メールアドレスをいう。
7. 「アカウント情報」とは、本トライアルの契約者、管理責任者、認定利用者に関するログインID、所属、氏名等を含む当社に登録している情報をいう。
8. 「販売代理店」とは、当社と「スマクラBDXサービス販売代理店契約書」を締結している法人をいう。

## 第3条（契約の成立）

1. 本トライアルの利用希望者は、本規約に同意した上で当社が指定する本トライアルの利用申込サイト（以下「申込サイト」という）に必要事項を入力して当社に対して申込を行うものとする。当該申込について、当社が申込を承諾した場合は、当社は申込書に記載の管理責任者の電子メールアドレスに対してメールにて通知するものとする。当該通知の日付をもって利用契約は成立し、利用希望者は、契約者としての資格を取得するものとする。
2. 利用希望者の申込の内容に不備があったことにより利用希望者または契約者が不利益を被ったとしても、当社は、一切責任を負わないものとする。
3. 当社は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、当該利用希望者の申込を拒否することができるものとする。当該申込を拒否する場合、当社は申込書に記載の管理責任者の電子メールアドレスに対して当該申込を拒絶する旨メールにて通知するものとする。
  - (1) 利用希望者が日本国外に居住もしくは所在する場合、または連絡先が日本国内にない場合。
  - (2) 利用希望者が本規約に基づく債務の履行が困難であると認められる事由が存在する場合。
  - (3) 利用希望者が本規約に違反するおそれがある場合。
  - (4) 利用希望者が規約違反等により、過去に契約者としての資格が取り消されている場合。
  - (5) 利用希望者の申込の内容に虚偽、誤記または記入もれがあった場合。
  - (6) その他、当社が利用希望者を契約者とするを不適当と判断する場合。

## 第4条（本規約の適用）

1. 当社は本規約の定めに従い、本トライアルを契約者に提供する。
2. 契約者は本規約の定めに従い、第3条1項に基づき利用契約が成立した日から本トライアルを利用することができる。

## 第5条（本トライアルの内容）

本トライアルの内容は、当社が別途提示する「スマクラBDXサービス仕様書」（以下「サービス仕様書」という）に基づき提供する。ただし、次の各項に記載する機能内容については「サービス仕様書」と異なる内容での提供とする。

- (1) オプションサービスについては提供しないものとする。
- (2) 送受信するファイルの上限は1ファイルあたり20Mバイトとする。
- (3) 取引先として登録可能な数の上限は100とする。
- (4) データ保管量の上限は100Mバイトとする。
- (5) 電子契約ファイルの上限は1通あたり5Mバイトまでとし、本トライアル上での申請数の上限は10通とする。
- (6) 「問合せ窓口」を除くサービスサポートについては提供しないものとする。
- (7) 本トライアルのデータはサービス終了後、速やかに削除する。また、当該データを当社が当社有償版サービスに移行することはできないものとする。
- (8) 本トライアルのバージョンアップ及び機能追加変更については、「サービス仕様書」変更等のタイミングよりも遅れる場合があり、本トライアルでの提供機能と「サービス仕様書」の機能内容と異なる場合がある。

## 第6条（外部サービスの利用）

### 1. 電子契約機能

（1）本トライアルの内容における電子契約機能は、株式会社NXワンビシアークाइブズ（以下「NXWA社」という）が提供する電子契約サービス「WAN-Sign」と連携したサービス（以下「電子契約機能」という）をいう。

（2）「WAN-Sign」は、NXWA社がGMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社（以下「原権利者」という）からOEM提供を受け、これに付加価値を付したうえで、本トライアルに提供するものである。

（3）当社は、NXWA社および原権利者が提供するサービスの変更内容を認知した場合に、本トライアルの内容の変更を行うこととする。

## 第7条（認定利用者の利用）

1. 契約者もしくは契約者が許可した者が、契約者が利用する本トライアルにアクセス可能にするために所定の方法により利用者を登録した場合、認定利用者として本トライアルを利用させることができるものとする。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとし、当該利用に基づき発生する本規約上の責務を当社に対し負担するものとする。

2. 契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を認定利用者へ周知または遵守させるものとする。

（1）契約者は、本トライアルの利用に関し、認定利用者に対し本規約の内容を遵守させなければならないこと。

（2）契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本トライアルも自動的に終了し、認定利用者は本トライアルを利用できないこと。

（3）認定利用者は、第三者に対し、本トライアルを利用させないこと。

（4）認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本トライアルに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。

3. 認定利用者が、本規約および本条第2項1号または3号所定の条項に違反した場合、契約者は、ただちに当社に違反の事実を報告するとともに、認定利用者へ当該違反を是正させるものとする。認定利用者が、本規約および本条第2項1号または3号所定の条項に違反した日から3営業日経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を事前の告知なしに講ずることができるものとする。

（1）当該認定利用者に対する本トライアルの提供を停止すること。

（2）当社と契約者との間の利用契約の全部もしくは当該認定利用者の本トライアル利用に関する部分を含め一部を解除すること。

## 第8条（本トライアル提供地域）

本トライアルに契約者として登録できるのは日本国の法人または団体に限る。ただし、契約者が本トライアルを利用して送信できる範囲は国内、国外を問わない。他国との間で本トライアルを利用する場合、契約者は他の国、地域における規則や技術輸出に関する諸法令を遵守することに同意するものとする。

## 第9条（本トライアル利用期間）

本トライアルの利用期間は、契約者が本トライアルの申込を行い、当社が第3条1項に基づき申込承諾し通知した日を含む連続した40日間とする。40日経過後、本トライアルは自動的に解約となる。

## 第10条（利用料金）

本トライアルの利用料金は、無償とする。

## 第11条（契約者の利用環境）

1. 契約者は、本トライアルを利用するために、自らの責任でインターネットに接続し、本トライアルの利用環境を維持するものとする。

2. 契約者は、インターネット接続および利用環境について、善良なる管理者の注意をもって、妨害攻撃、不正アクセス、情報漏洩等のセキュリティ事故が生じないように管理するものとする。

## 第12条（管理責任者）

1. 契約者は、本トライアルの申込に管理責任者を指定して当社に対し、申込を行うものとする。

2. 当社は、本トライアルの申込承諾を管理責任者に電子メールで通知するとともに、以降、本トライアルにおいて必要な情報を管理責任者宛に電子メールで通知するものとする。

## 第13条（アカウント情報管理）

1. 契約者は、アカウント情報の管理および使用について一切の責任を負うものとする。

2. 契約者は、契約者が指定する認定利用者に対して、一定の範囲のアカウント情報の管理を行わせることができるものとする。その場合も、アカウント情報の管理および使用については契約者が責任を負うものとする。

3. 契約者のアカウント情報の管理不十分、使用上の過誤または契約者の故意もしくは過失に基づく第三者の不正使用等により発生する損害の責任は、契約者自身が負うものとし、当社は、一切責任を負わないものとする。また、第三者により契約者のアカウント情報が使用され、本トライアルが不正に利用された場合、契約者により本トライアルの利用がなされたものとし、契約者は、当該不正利用に基づき発生する利用料金等一切の費用その他利用契約上の責務を当社に対し負担するものとする。

4. 契約者は、アカウント情報の盗難もしくは漏洩または契約者の事前の許可なく第三者に使用されていることを確認した場合は、速やかに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合には、これに従うものとする。

#### 第14条（契約者の責任）

1. 契約者は、本規約およびその他当社が随時通知する内容に従い、本トライアルを利用するものとする。

2. 本トライアルの利用において契約者または認定利用者が当社に対し損害を与えた場合、契約者は、当該損害を賠償するものとする。

3. 契約者は、本トライアルの利用の際に自己の行為によって第三者（国内外を問わない。以下、同じとする。）に対して損害を与えた場合および第三者からクレームが通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとする。契約者が本トライアルの利用に伴い第三者から損害を被った場合または第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とする。

4. 当社は、前項における損害、紛争、クレームに関して一切責任を負わないものとする。また、これらの損害、紛争、クレームにより当社が損害を被った場合は、契約者は、当該損害を賠償するものとする。

#### 第15条（契約者の地位譲渡）

1. 契約者は、本規約に基づく契約者の権利・義務を第三者に譲渡、承継または担保提供するなど、一切の処分をしてはならないものとする。

#### 第16条（契約者及び本トライアル利用状況の当社での利用）

1. 当社は、契約者または認定利用者が本トライアルの利用に伴い本トライアル内で行った送受信および保管にかかるデータ量、頻度、および付随する統計情報（以下、「本トライアルの利用状況」という）に関して、本トライアルの改善、機能追加または本トライアル契約者へのサービス提案活動のために利活用することができるものとする。

2. 契約者が申込において記載した情報及び本トライアルの利用状況については、当社が当社の販売代理店に共有して、当社の販売代理店が、本トライアル契約者への当社有償版サービスの提案活動に利活用することができるものとする。

#### 第17条（本トライアルの責任の範囲）

1. 当社の本トライアルにかかる責任は、本規約に特段の定めがある場合を除き、本トライアルを現状有姿で契約者に提供することに限られるものとする。但し、当社は、本トライアルの運用・管理につき、善良な管理者の注意をもって登録データの漏洩、消失を防止するために必要なセキュリティ対策を講じるものとする。

2. 契約者は、本トライアルが、死亡、重大な人身損害、重大な物理的損害、または環境の破壊に繋がるような使用またはこれらの防止の目的（以下「禁止された使用目的」という。）で考案され、提供されるものではないことを確認する。契約者は、禁止された使用目的のために本トライアルを使用し、または第三者に使用させないことを保証する。

3. 登録データ（登録データとして個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいう。以下同じ。）または個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める「個人番号」をいう。）が登録された場合の当該個人情報および当該個人番号を含むが、これらに限られない。）は、契約者によって管理され、また、当社によるアクセスは適切に制御され、当社は取り扱わないものとする。

4. 契約者による本トライアルを利用した情報の送信・配信・削除はすべて契約者の責任のもとで行われるものとし、本トライアルの利用により、第三者（利用者の顧客を含む）に損害が発生した場合、当該損害について、当社は何ら責任を負わないものとする。

#### 第18条（損害賠償範囲）

1. 契約者が本トライアルの利用において損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとする。

2. 本トライアルの提供に関し、当社が負う契約上または法律上の責任は本規約に定める範囲に限られるものとする。

3. 当社は、本トライアルが日本国外における第三者の知的財産権を侵害しないことについて、何らの保証の責めを負わないものとし、本トライアルが日本国外における第三者の特許権、著作権、営業秘密、または商標権などの知的財産権を侵害したことから生じる全ての責任について、明示的に責任を負わないものとする。

#### 第19条（本トライアルの第三者委託）

当社は、本トライアルの一部を自己の責任において第三者に委託できるものとする。この場合、当社は、当該第三者に本規約において自己が負うのと同様の義務を課するものとし、当該第三者による当該義務の遵守について責任を負うものとする。

#### 第20条（秘密保持）

1. 契約者および当社は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本規約に関連して知り得た相手方の情報（以下「機密情報」という）につき、第三者に開示または漏洩してはならないものとする。ただし、当社が本トライアルの全部または一部を第三者または販売店に委託する場合、本トライアル提供上必要な範囲において、相手方の書面による事前の承諾なしに当社は再委託先または販売店に対して契約者の機密情報の開示を可能とする。
2. 契約者および当社は、善良なる管理者の注意をもって機密情報を厳重に管理するとともに、機密情報を使用する従業員、認定利用者、販売店、再委託先ならびに相手方から承諾を得て機密情報を開示した第三者に対して、本項に定める機密保持義務を遵守させるものとする。なお、契約者および当社は、相手方から承諾を得て行う第三者への機密情報の開示について、自己の責任と管理のもとに行うものとする。
3. 契約者および当社は、次の各号のいずれかに該当する情報については、機密情報とみなさないものとする。
  - (1) 相手方から開示を受けた時、開示を受けたが既に所有していた情報
  - (2) 相手方から開示を受けた時、既に公知であった情報、もしくはその後開示を受けた当事者の責に帰さない事由により公知となった情報
  - (3) 相手方から開示を受けた時、開示を受けた当事者が合法的に第三者から取得した情報
  - (4) 法令の定め、または裁判所の命令に基づき開示を要請された情報
4. 契約者および当社は、本規約の履行に伴い取り扱う個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報をいい、以下「個人情報」という）を、本規約期間のみならず、本規約終了後においても、第三者に開示または漏洩してはならないものとする。ただし、当該個人情報主体の承諾を得た場合、または法令に定める場合を除くものとする。

#### 第21条（個人情報）

1. 契約者および当社は、本トライアル遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報を本トライアルの目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとする。なお、個人情報に関して個人情報の保護に関する法律を含む関連法令を遵守するものとする。なお、契約者、認定利用者の個人情報は、契約者が責任を持って当該認定利用者からの同意を得たうえで、取得するものとする。
2. 当社は、本トライアル遂行のため、自己が必要と認めた場合には、本トライアルの委託先に対して、委託のために必要な範囲で、利用者から事前の承諾を受けることなく個人情報を開示することができる。ただしこの場合、当社は当該委託先に対して、本条に基づき当社が負う義務と同等の義務を負わせるものとし、委託先による当該義務の遵守について責任を負うものとする。
3. 契約者および当社は、本規約の履行に伴い取り扱う個人情報を、本規約期間のみならず、本規約終了後においても、第三者に開示または漏洩してはならないものとする。ただし、当該個人情報主体の承諾を得た場合、または法令に定める場合を除くものとする。

#### 第22条（知的財産権の帰属）

1. 当社からもしくは第三者を通じて入手した本トライアル、資料、派生物および本トライアルの情報（以下「当社提供情報」という）に対する権原および権利ならびにそれらに関するすべての特許権、著作権、営業秘密およびその他のすべての知的財産権は、当社および原権利者に帰属するものとし、契約者は当社および原権利者が保有するこれらの権利等を侵害する行為を行ってはならない。なお、本規約の中で契約者に対して明確に付与されていない権利は当社に留保される。
2. 契約者は、本トライアルおよび当社提供情報につき、次の各号に定める行為およびこれらに類する行為を含め、当社および原権利者の知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為は一切行わないものとし、かつ第三者にも当該行為をさせないものとする。
  - (1) 本トライアルを自己利用目的以外に使用すること。
  - (2) 複製、改変、編集、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、解読、ソースコードの発見の試みをする事、または、貸与、貸借、再販、派生物の制作をすること。
  - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に配布・送信・貸与等を行うこと
  - (4) 当社の事前の書面承諾なく、お客様の Web サイト等に掲載・転用すること。
  - (5) 当社の著作権表示を削除または変更すること、および当社または本トライアルの商標を当社の書面承諾なく使用すること。
3. 契約者が前項各号のいずれかに該当した場合、契約者は、当社の指示に則り、遅滞なく侵害排除措置をとるとともに当社が被った損害を賠償するものとする。

#### 第23条（本規約の変更）

1. 当社は、本規約の一部または全部について、理由の如何を問わず、契約者の承諾なく、本トライアルの提供の目的のために必要かつ合理的な変更を随時行うことができる。変更後の本規約は当社が定める発効日から適用されるものとする。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、本トライアルに関わる当社ウェブサイト上で告知するものとする。
3. 契約者が、前項に基づく告知にかかる本トライアルに関わる当社ウェブサイトの画面を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は契約者に対し一切責任を負わないものとする。

#### 第24条（本トライアル提供の中断）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、事前に通知することなく本トライアルの提供の全部または一部を中断することができる。

- (1) 本トライアルにかかるシステム、設備等の保守上または工事にやむを得ないとき。
  - (2) 本トライアルにかかるシステム、設備等にやむを得ない障害が発生したとき。
  - (3) 天災地変、戦争・軍事行動・反乱・暴動・妨害行為、世界的流行病、電力供給不足・サービス提供者の責めによらない電源喪失、電気通信事業者のサービス中止、法規制の変更、本トライアルで使用される第三者のソフトウェアまたはサービスについての提供の中止または利用条件の変更その他当該第三者に起因する事由等、サービス提供者が制御できない事由があるとき。
  - (4) 政府機関の規制、命令その他、法令に基づく請求・命令・規制等がなされたとき。
  - (5) その他、弊社が本トライアルの運営上、一時的な中断が必要と判断したとき。
  - (6) 第一種電気通信事業者その他日本国内外の電気通信事業者の都合により本トライアルに使用される通信回線が利用できない状態になったとき。
2. 第1項の規定に基づき、当社が本トライアルの提供の一部または全部を中断したことによって契約者または第三者に損害が発生した場合においても、当社は何らの責任を負わないものとする。

#### 第25条（当社による本トライアルの解約）

1. 当社は、契約者が以下の各号の一に該当するときは、ただちに本規約の全部または一部を解約することができる。
- (1) 第24条（本トライアル提供の中断）第1項に基づく本トライアルの全部または一部の中断の事由について、抜本的な解決が望めないと当社が判断したとき。
  - (2) 契約者が、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行等または租税滞納処分を受けたとき。
  - (3) 契約者の手形、小切手が不渡りになったとき。
  - (4) 契約者にかかる、破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始または特別精算開始の申立てがなされたとき。
  - (5) 契約者が、解散または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
  - (6) 契約者が、私的整理その他法定外での財産整理が開始されたとき。
  - (7) 契約者の財産状態が著しく悪化し、本規約の履行が困難であると認められるとき。
  - (8) 契約者が、違法にまたは明らかに公序良俗に反する態様において、本トライアルを利用したとき。
  - (9) 契約者が、本トライアルを利用する第三者に直接的または間接的に重大な支障を与える態様で本トライアルを利用したとき。
  - (10) 契約者が、当社または第三者に不利益もしくは損害を与える行為または損害を与えるおそれがある行為をしたとき。
  - (11) 第13条（アカウント情報管理）の規定に違反する等、契約者の故意または過失により、第三者に本トライアルを利用させたとき。
  - (12) 前各号以外に、契約者が、本規約に違反したとき、もしくは本規約に違反するおそれがあることが明らかであるとき。
2. 前各項に基づき、当社が本トライアルの提供の全部または一部を解約したことによる契約者または第三者に損害が発生した場合においても、当社は何らの責任を負わないものとする。

#### 第26条（本トライアルの変更等）

1. 当社は、理由の如何を問わず、契約者の承諾なく、サービス仕様書に記載の本トライアルの全部もしくは一部内容の変更・追加・廃止（以下「本トライアルの変更等」という）をすることができるものとする。
2. 前項の場合において、契約者は弊社に対し一切の異議を申し立てないものとし、当社は契約者に対し一切の責任を負わないものとする。なお、本条に基づき本トライアルが全て廃止された場合、当該廃止の日に本規約は解約されるものとする。

#### 第27条（当社の通知の方法）

1. 当社から契約者への通知は、別段に定めのある場合を除き、管理責任者に対しての電子メール、本トライアルに関するウェブサイト上での告知、または当社が適当と認めるその他の方法により行うものとする。
2. 当社から契約者への通知が電子メールで行われる場合、第12条（管理責任者）に定める管理責任者に発信したことをもって契約者への通知が完了したものとみなす。
3. 前項の場合、契約者は、当社が電子メールで発信した通知を遅滞無く閲覧する義務を負うものとする。なお、電子メールの閲覧とは、契約者が電子メールを画面上に開示し、内容を確認することをいう。
4. 当社から契約者への通知が本トライアルに関するウェブサイト上での告知により行われる場合、当該告知がウェブサイト上に掲示されたときをもって契約者への通知が完了したものとみなす。

#### 第28条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号の事項を表明し、保証するものとする。なお、契約者は、次の各号のいずれかに違反することを発見した場合、ただちに当社へその事実を報告するものとする。
  - (1) 自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体その他の反社会的団体または勢力（以下「反社会的勢力」という）でないこと。
  - (2) 自らが反社会的勢力でなかったこと。

- (3) 反社会的勢力を利用しないこと、およびこれに準ずる行為を行わないこと。
  - (4) 反社会的勢力に資金提供を行わないこと、およびこれに準ずる行為を行わないこと。
  - (5) 反社会的勢力を名乗るなどして当社 の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い、または不当要求行為をなさないこと、およびこれらに準ずる行為を行わないこと。
  - (6) 自らまたは認定利用者が反社会的勢力の構成員でないこと。
2. 当社は、契約者が前項に違反した場合、契約者に対し何らの催告を要せずして、ただちに契約者および当社間で締結した一切の各契約等の全部または一部を解約することができる。

#### 第29条 (免責)

1. 当社は、次の各号のいずれかの事由に起因する、本トライアル提供、遅延、変更、中止、停止、その他本トライアルに関連して契約者または第三者に発生したデータの流出・消失または破損およびそれらにより契約者が被った損害について、いかなる責任をも負わないものとする。

(1) 天災地変その他の不可抗力(火災、労働争議、騒乱、伝染病、法令の変更、政府・関係省庁または地方公共団体による規制・指示その他指導、輸送機関、通信、電力の供給の障害、電気通信事業者の提供する電気通信役務、その他当社の責めに帰さざる事由に基づく事象)

(2) 第24条(本トライアル提供の中断)による損害

(3) 第25条(当社による本トライアルの解約)による損害

(4) 第26条(本トライアルの変更等)による損害

(5) 契約者が、当社の本トライアル設備範囲内で行った作業が原因となって生じた本トライアルの利用上の障害、その他の問題

(6) 当社が、第17条(本トライアルの責任の範囲)の定めを遵守したにも関わらず、本トライアルの提供に支障が生じ、または登録データの消失その他不具合が生じた損害

(7) 通信回線の障害、契約企業のシステム自体の不具合・障害、契約企業の端末の誤操作・障害等に基づく本トライアルの不履行、本トライアル設備等を構成するハードウェア、ソフトウェア、テンプレート、ライブラリ等に関するバグ、不具合、瑕疵による障害

(8) 善良なる管理者の注意をもってしても防御しえない本トライアル設備等への第三者による不正アクセスまたはアタックまたは通信経路上の傍受またはコンピュータウイルスによる損害

(9) 当社の責めに帰すべき事由によらない契約者データの全部または一部の流出・消失・破損

(10) 本トライアルの利用に関して、契約者および第三者との間において生じた如何なる紛争

(11) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分があった場合による損害

(12) その他当社の責めに帰することのできない損害

#### 第30条 (協議、合意管轄、準拠法)

1. 当社および契約者は、本規約に定めのない事項または本規約に関する解釈上の疑義については、誠意を持って協議のうえ解決する。

2. 前項に定める協議により当該紛争が解決しない場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

3. 本規約の成立、効力、解釈および履行を含む全ての事項は、日本法に準拠するものとする。

#### 第31条 (残存条項)

終了原因の如何を問わず、当該本規約終了後においても第12条(管理責任者)第14条(契約者の責任)、第15条(契約者の地位譲渡)、第16条(契約者及び本トライアル利用状況の当社での利用)、第18条(損害賠償範囲)、第19条(本トライアルの第三者委託)、第20条(秘密保持)、第21条(個人情報)、第22条(知的財産権の帰属)、第28条(反社会的勢力の排除)、第29条(免責)、第30条(協議、合意管轄、準拠法)は、なお有効に存続するものとする。

附則 2025年2月19日 この規約は2025年2月19日に制定します。

以上